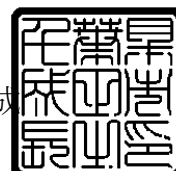


制限付一般競争入札（事後審査型・総合評価落札方式）について

制限付一般競争入札（事後審査型・総合評価落札方式）を次のとおり実施する。

令和 8年 8月12日

成田市長 小 泉 一 成



1. 入札に付する事項

(1) 工事名

準用河川整備工事（天昌寺川）

(2) 工事場所

成田市稲荷山地先 他

(3) 工事期限

契約締結の日の翌日から令和9年3月5日（金）まで

(4) 工事概要

工事延長 L = 100m W = 9.9m

河川土工 一式（掘削工V = 690m³）

法面整形工 一式（切土部A = 810m² 盛土部A = 220m²）

地盤改良工 一式（安定処理工A = 590m²）

多自然護岸工 一式（ブロックマット工A = 1140m²）

舗装工 一式（路盤工（車道部A = 255m² 歩道部A = 75m²）

函渠工 一式

(5) 発注部署

土木部 土木課

(6) 入札形態

電子入札（ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。）

(7) 予定価格

金54,769,000円（消費税を含む）

（入札書比較価格 49,790,000円）

(8) 調査基準価格

調査基準価格を設定する。(落札者の決定後に公表)

(9) 価格による失格基準

価格による失格基準を設定する。(落札者の決定後に公表)

(10) 総合評価落札方式の適用

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

2. 入札参加に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 本工事の公告の日から開札の日までの令和8・9年度成田市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)の「建設工事」部門に登載されている者。

(2) 本工事の公告の日から開札の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領(以下「措置要領」という。)の規定による指名停止措置、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者。

(3) 本工事の公告の日から開札の日までの資格者名簿に、所在区分が市内業者として登載されている者で、土木一式工事について建設業法第3条で規定する建設業の許可を有し、土木一式工事について経営事項審査の総合評点が740点以上1,200点未満で登載されている者。

(4) 土木一式工事について、建設業法第26条第2項の監理技術者又は同条第1項の主任技術者を配置すること。また、建設業法の規定に基づき、技術者を本工事に適正に配置すること。なお、配置技術者は、本工事の公告日現在、3か月以上の直接的・恒常的な雇用関係にあることを必要とする(確認資料として、雇用関係を確認するための書類の写しを必要とする。)。

(5) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下のア〜クの要件を全て満たさなければならない。

ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

オ 特例監理技術者が兼務できる工事は成田市内の工事でなければならない。

カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（6）成田市建設工事請負契約書約款第10条第3項の現場代理人を常駐で配置すること。ただし、本市が定めた要件を満たした場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。なお、配置現場代理人は、本工事の公告日現在、3か月以上の直接的・恒常的な雇用関係にあることを必要とする（確認資料として、雇用関係を確認するための書類の写しを必要とする。）。

（7）官公庁等が平成28年度以降に発注した、土木一式工事について、元請として受注し、施工完了した実績があること。

（8）地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本工事の開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

（9）本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（10）本工事の開札日以前3か月以内に工事完成検査結果通知書で評定点60点未満の通知を受けていないこと。

（11）次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務が無い者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法第7条の規定による届出の義務

(12) 本工事の開札の日の前日において、自らの責めに帰すべき事由により成田市発注の工事を工期限内に完成することができず、当該工事目的物の引渡しを行っていない者でないこと。

3. 設計図書等の閲覧

ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）よりダウンロード

4. 設計図書等に対する質問

(1) 質問期限 令和8年8月25日（火）午後4時まで

(2) 方法 E-mailにより質問書を提出すること。ただし、E-mailが利用できない場合は、契約検査課に事前に電話で連絡したうえ、FAXで提出するものとする。

E-mail:nyusatsu@city.narita.chiba.jp

TEL:0476-20-1515 FAX:0476-24-1655

(3) 回答日 令和8年8月27日（木）中に、入札情報サービスに掲載する。

5. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

総合評価落札方式による落札者の決定は次のアからウの要件に該当する者のうち、下記の（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア 入札参加資格を満たす者

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者

ウ 入札価格が価格による失格基準を下回っていない者

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で本市の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値は入札価格に基づいて算定した価格評価点と、技術資料等に基づいて算定した技術評価点との和により算出する。

イ 価格評価点は、入札者が提出した入札価格に基づいて次の算定式により小数点以下第2位を四捨五入して算定する。

$$\text{価格評価点} = 80 \text{ 点} \times \text{最低の入札価格} / \text{入札価格}$$

ウ 技術評価点は、「6. 技術資料の提出」にて入札者が提出した技術資料等により、下記の(3)に示す評価項目及び評価基準に基づき算出された各入札者の評点の合計により、次の算定式により小数点以下第2位を四捨五入して算出する。

$$\text{技術評価点} = 20 \text{ 点} \times \text{評点の合計} / \text{評点の合計の最高点数}$$

(3) 評価の基準

別紙「評価項目一覧」に掲げる評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

(4) 技術資料の作成説明会は開催しない。

(5) 配置予定技術者を対象としたヒアリングは行わない。

6. 技術資料の提出

(1) 提出期限 令和8年9月10日(木)午後4時までに必着

(2) 提出方法 郵送すること。簡易書留によることとし、提出期限までに必着とする。(持参は認めない)

(3) 宛先 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地
成田市総務部契約検査課

(4) 提出を求める技術資料

次の様式を成田市入札情報ホームページよりダウンロードして作成すること。

①総合評価方式における技術資料提出書

②同種・同規模工事の施工実績 様式第1号

③配置予定技術者の資格及び施工経験 様式第2号

④ISO認証取得を証明する登録証の写し

⑤災害活動に係る実績 様式第3号

⑥災害協定締結の証明 様式第4号

⑦消防団協力事業所表示証の写し

⑧市内業者からの材料調達の実績 様式第5号

⑨市内業者の下請けの実績 様式第6号

⑩ボランティア活動の実績 様式第7号

⑪障がい者の雇用状況	様式第 8 号
⑫高齢者の雇用状況	様式第 9 号
⑬女性職員及び女性技術者の雇用状況	様式第 10 号
⑭若年者及び若年技術者の雇用状況	様式第 11 号
⑮協力雇用主の登録等	様式第 12 号
⑯建設業労働災害防止協会への加入	様式第 13 号

7. 入札

- (1) 送信期間 令和 8 年 8 月 28 日（金）午前 8 時から同年 9 月 10 日（木）午後 4 時まで
- (2) 方法 電子入札システムにより「入札書」を提出すること。この際、必要事項を記載した「内訳書及び配置技術者等調査票」を必ず添付すること。

8. 入札に関する注意事項

- (1) 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を「入札書」に入力すること。
- (2) 次の一に該当する入札は、無効とする。
- ア 必要事項を欠く入札書
 - イ 明らかに談合であると認められる入札書
 - ウ 他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすまして参加した入札書
 - エ 開札日より前に有効期限が切れる IC カードで行った入札書
 - オ 開札時に「内訳書及び配置技術者等調査票」が添付されていない入札書
 - カ 「内訳書及び配置技術者等調査票」の一部が未入力である入札書
 - キ 当該入札以外の「内訳書及び配置技術者等調査票」が添付されている入札書
 - ク 「入札書」の入札金額と「内訳書及び配置技術者等調査票」の合計金額が一致しない入札書
 - ケ 事前公表した予定価格を超える金額の入札書
 - コ 入札保証金の納付が必要な者が行った、期限までに入札保証金の納付等に係る書類が提出されなかった入札書
 - サ 入札保証金の納付が必要な者が行った、入札保証の額が入札金額（消費税を含む）の 100 分の 5 に満たなかった入札書

シ 総合評価落札方式において、技術資料の提出がなかった者又は白紙で提出した者及び提出された技術資料が評価に値しないと認められた者のした入札書
ス 電子入札案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札書

- ① 金額の記入がないあるいは金額を訂正した入札書
- ② 記名押印を欠く入札書
- ③ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札書

セ その他市長が定める入札条件に違反した入札書

(3) 入札の回数は、1回とする。

(4) 落札となるべき最も高い評価値の入札者が2者以上のときは、電子入札システムによるくじ引きにより落札予定者を決定する。

(5) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は用紙による入札に変更することがある。

(6) 入札参加者にシステムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、本市の承諾を得て用紙による入札に変更することができる。

この場合、「紙入札方式参加承諾願」に必要事項を記入し、入札期限までに契約検査課窓口まで提出すること。

(7) 紙入札が認められたものは、「入札書」及び「内訳書及び配置技術者等調査票」を封筒に入れて封印し、入札期限までに契約検査課窓口に提出すること。

9. 入札保証金について

入札保証金は免除する。ただし、本市が令和 6 年度以降に実施した入札において、落札者となりながら公告に定める時期までに本市と契約を締結しなかったことがある者は、入札保証金を納付しなければならない。

(1) 入札保証金の額

入札に参加する者の業務委託費の見積りに係る入札金額（消費税を含む。入札書に入力する金額ではないため、注意すること。）の100分の5以上とする。

なお、成田市財務規則（昭和44年規則第13号。以下同じ。）第92条第1項各号に該当するときは、入札保証金の納付に代えることができるものとする。

また、入札に参加する者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出することで入札保証金を免除するものとする。この場合の保証期間は令和8年10月7日（水）までとする。

(2) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期限

令和8年9月10日(木)午後3時まで

(3) 場所及び方法

成田市総務部契約検査課に持参により提出すること。

① 現金の場合

成田市総務部契約検査課で発行する納付書を使用して最寄りの金融機関から納付し、領収書を持参すること。

② 成田市財務規則第92条第1項各号に該当するその他の有価証券等の場合

担保価値は、以下に定めるとおりとし、担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。アからオまでに規定する有価証券は成田市会計管理者に対し納めるものとし、交付を受けた入札保証金納付済書を持参すること。カに規定する金融機関がする保証については金融機関が発行する保証書を持参すること。

ア 国債又は地方債

時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低いほうの額

イ 金融機関に対する定期預金債権

額面金額

ウ 特別の法律による法人の発行する債券

時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低いほうの額

エ 市長が確実であると認める社債

時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低いほうの額

オ 金融機関が振り出し、又は支払保証をする小切手

小切手金額

カ 金融機関がする保証

保証する金額

③ 入札保証保険の場合

保険会社が発行する入札保証保険証券を持参すること。

(4) 入札保証金の還付

入札保証金は、開札が完了したとき又は入札を中止したとき還付する。ただし、落札者については、契約を締結した後に直ちに還付する。

10. 入札辞退

- (1) 入札書提出後開札時間前までに辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡の上、書面にて入札辞退届を提出する。
- (2) 低入札価格調査が実施された案件において、開札時間後から落札者の決定までに辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡の上、書面にて入札辞退届を提出する。

11. 開札

- (1) 日時 令和8年9月16日（水）午前9時
- (2) 場所 開札室

12. 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 成田市低入札価格調査制度実施要綱に基づき調査基準価格を設定し、調査基準価格を下回った入札に対しては、低入札価格調査を実施する。
- (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合は、落札の決定を保留し、その入札価格によって契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、後日落札の決定があれば速やかに全入札参加者に通知する。
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、落札者となるべき者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。なお、規定の期日までに調査資料を提出しない者又は事後の事情聴取等に協力しない者については、当該低入札価格調査対象者がした入札を無効とする。
- (5) 成田市低入札価格調査制度失格基準に基づき、価格による失格基準を設定し、価格による失格基準を下回る金額で入札を行った者は、失格とする。

13. 契約締結時期

落札者の決定後7日以内に契約を締結しなければならない。

14. 契約保証金等について

(1) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額（入札金額が低入札価格調査基準価格を下回る場合は、10分の3以上の額）とする。ただし、保険会社等との間で履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結したときは免除とする。

- (2) 前払金 有 低入札価格調査基準に満たない価格で契約した者は請負代金額10分の2以内の額とする。

- (3) 中間前払金 有

- (4) 部分払 無

15. その他

- (1) 電子入札システムの稼動時間は、午前8時から午後12時までとする。ただし、システムメンテナンス等により、システムを中止することがある。この場合、ちば電子調達システムに情報を掲載するものとする。
- (2) 入札書、内訳書及び配置技術者等調査票、技術資料の提出は、締切日時に間に合うよう余裕を持って行うこと。ちば電子調達システムでの入札書等の提出は、操作の途中で締切日時になると提出できなくなるので注意すること。
- (3) 技術資料は、入札参加者の資格の審査及び評価項目の審査以外の目的に利用しない。ただし、技術資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。
- (4) 入札参加者から提出された技術資料は、公表しないものとする。
- (5) 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術資料は返却しない。
- (6) 入札した者は、入札後設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札執行は、本市の都合又は入札を公平に執行することができないと認めるときは、延期又は取りやめることがある。この場合において、異議を申し立てることはできない。
- (8) 工事の施工にあたって下請け業者を使用する場合は市内業者を優先すること。また、建設資材は、極力市内・県内の生産品を使用するように努めること。ダンプカーを使用する工事の施工にあっては地元ダンプカーを優先的に使用するように配慮すること。
- (9) 工事の施工にあたっては、建設業法、労働安全衛生法、その他の関連法令を遵守すること。
- (10) 官公庁等が発注した工事とは、国等（各省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関およびこれに準ずる機関））、県等（都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社）及び市町村等（市町村（政令指定都市を除く）、千葉県内の以下a～cのいずれかの団体（a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合、b. 公有地の拡大の推進に関する法

律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社、c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄付行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人（特例民法法人）であったもの）の発注工事とする。

- (11) 事業協同組合等が入札に参加する場合は、当該組合等の構成員は、単独で入札に参加することはできない。
- (12) その他、成田市電子入札約款、成田市総合評価一般競争入札実施要綱のとおりとする。

(別紙) 評価項目一覧

企業の施工能力

評価項目	評価基準	評点	配点
過去 10 年以内の同種工事・同規模工事の施工実績 (注 1, 2)	過去 10 年以内に完成し引渡しの済んだ成田市発注の同種工事・同規模以上の元請けとしての施工実績がある (注 1, 2)	4	4
	過去 10 年以内に完成し引渡しの済んだ成田市以外の官公庁等が発注した工事において、同種工事・同規模以上の元請けとしての施工実績がある (注 1, 2, 3)	3	
	過去 10 年以内に完成し引渡しの済んだ成田市発注の同種工事の元請けとしての施工実績がある (注 1, 2)	2	
	過去 10 年以内に完成し引渡しの済んだ成田市以外の官公庁等が発注した工事において、同種工事の元請けとしての施工実績がある (注 1, 2, 3)	1	
	実績なし (入札参加資格としている場合には欠格)	0	
成田市発注工事における過去 2 年以内の同一業種の工事成績の平均点 (注 1, 2)	7 7 点以上	8	8
	7 6 点以上 7 7 点未満	7	
	7 5 点以上 7 6 点未満	6	
	7 4 点以上 7 5 点未満	5	
	7 3 点以上 7 4 点未満	4	
	7 2 点以上 7 3 点未満	3	
	7 1 点以上 7 2 点未満	2	
	7 0 点以上 7 1 点未満	1	
	6 5 点以上 7 0 点未満	0	
	6 5 点未満	-3	
成田市における過去 3 カ年度間の同一業種の優良工事の表彰回数 (注 2, 4)	3 回以上または直近 1 カ年度に 1 回以上	3	3
	2 回	2	
	1 回	1	
	なし	0	
成田市における過去 2 年間の指名停止の有無 (注 5)	あり	-3	0
	なし	0	
ISO9001 または ISO14001 の認証取得状況 (注 6)	ISO9001、ISO14001 とともに認証取得している	2	2
	ISO9001、または ISO14001 を認証取得している	1	
	認証取得なし	0	

配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	評点	配点
主任（監理）技術者の保有する資格（注 7）	1 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工技士または技術士のいずれかを保有している（注 8）	2	2
	上記の資格を保有していない	0	
過去 10 年以内の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験（注 1, 2, 7）	同種・同規模以上の官公庁等が発注した工事で、主任（監理）技術者として経験あり（注 2, 3）	4	4
	同種の官公庁等が発注した工事で、主任（監理）技術者として経験あり（注 2, 3）	2	
	同種の官公庁等が発注した工事で、現場代理人として経験あり（注 2, 3）	1	
	経験なし	0	

地域精通度

評価項目	評価基準	評点	配点
建設業の許可における主たる営業所の所在地（注 9）	成田市内に本店あり	2	2
	成田市内に支店・営業所あり	1	
	成田市内に拠点なし	0	

地域貢献度

評価項目	評価基準	評点	配点
災害活動の実績（注 10）	成田市内において、過去 10 年間に成田市が発注した災害活動等（地震、風水害、雪害対策を含む）の実績あり（注 1, 10）	4	4
	成田市内において、過去 10 年間に成田市以外の官公庁等が発注した災害活動等（地震、風水害、雪害対策を含む）の実績あり（注 1, 3, 10）	2	
	なし	0	
災害協定締結の状況	成田市との間に、災害時の応急協力に関する協定を締結する協力会等に参加している（注 11）	2	2
	なし	0	
消防団協力事業所の認定	成田市から消防団協力事業所表示証の交付を受けている（注 12）	1	1
	なし	0	

過去 2 年以内の成田市 発注工事における成 田市内業者からの材 料調達の実績 (注 1)	工事材料、製品等を市内業者より購入実績あり	1	1
	購入実績なし	0	
過去 2 年以内の成田市 発注工事における市 内業者の下請け実績 (注 1)	市内業者への下請け実績あり	1	1
	下請け実績なし	0	

安全衛生・社会福祉

下記項目のうち

- 9 項目以上該当している … 6 点
 8 項目該当している … 5 点
 7 項目該当している … 4 点
 6 項目該当している … 3 点
 5 項目該当している … 2 点
 1 項目から 4 項目該当している … 1 点
 該当しない… 0 点

過去 2 年間の地域美化活動等のボランティア実績(注 1、13)
障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率を満たす障がい者を雇用している。または、法定雇用義務はないが障がい者を雇用している (注 14)
市内在住の障がい者を雇用している (注 14)
市内在住の高齢者を雇用している (注 15、17)
市内在住の女性職員を雇用している (注 17)
女性技術者を雇用している (注 17、18)
市内在住の若年者を雇用している (注 16、17)
若年技術者を雇用している (注 16、17、18)
協力雇用主の登録があり、かつ、保護観察対象者等を雇用している (注 19、20)
協力雇用主の登録がある
建設業労働災害防止協会に加入している

注 1: 過去 2 (10) 年とは、当該工事の入札公告を行う前年度から過去 2 (10) 年間に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。

注 2: 発注工事と同種工事とは、河川整備工事をいう。また、発注工事と同規模以上とは、発注工事の予定価格 (税込) 以上の請負金額により契約した工事をいう。また、同一業種とは、建設業法で規定する土木一式工事をいう。

- 注 3:官公庁等が発注した工事とは、国等（各省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に規定する機関およびこれに準ずる機関））、県等（都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社）及び市町村等（市町村（政令指定都市を除く）、千葉県内の以下の以下 a～c のいずれかの団体（a．地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合、b．公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社、c．市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄付行為または定款の目的または事業の 1 つとしている公益法人（平成 20 年 12 月 1 日以降設立された公益財団法人または同年 11 月 30 日まで財団法人（特例民法法人）であったもの）の発注工事とする。
- 注 4:過去 3 カ年度間とは、当該工事の入札公告を行う前年度から過去 3 年度間とする。
- 注 5:過去 2 年間とは、当該工事の公告日から遡って 2 年間の成田市発注工事に係る指名停止措置の有無とする。なお、指名停止は指名停止期間を対象とする。
- 注 6:ISO の認証取得については、成田市と契約を締結する事務所における認証取得の有無によるものとし、ISO の認証取得を確認することができる登録証明証等の写しを添付すること。
- 注 7:配置予定技術者は複数の技術者を申請することはできない。落札者の決定の後に特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、申請時の配置予定技術者と同等以上の資格を有する者を配置しなければならない。
- 注 8:「技術士」においては、本工事で監理技術者又は主任技術者となり得る資格に限る。
- 注 9:入札参加者条件が市内に本店を有している者のみとしている場合は適用しない。
- 注 10:災害活動等とは、官公庁等より緊急的に出動指示、対応指示を受け、実施した活動と言う。なお、災害に関連する本復旧工事は対象とならない。成田市発注であるか否かが明確にわかるもの（契約書や注文書等）を添付すること。
- 注 11:協力会等とは、「成田市空衛協力会」、「成田市電設事業協同組合」、「成田市管工事協同組合」、「成田市建設業災害対策協力会」をいう。
- 注 12:本工事の公告の日から開札の日までの間において有効な消防団協力事業所表示証であること。
- 注 13:ボランティア活動については会社として行っているボランティア活動を対象とする。職制を離れ、個人として参加したボランティア活動については対象外とする。
- 注 14:当該工事の公告日現在の障がい者の雇用を対象とする。
- 注 15:高齢者とは当該工事の公告日現在 65 歳以上の者をいう。
- 注 16:若年者とは当該工事の公告日現在 15 歳以上から 35 歳未満までの者をいう。
- 注 17:当該工事の公告日現在 3 か月以上の直接的・恒常的な雇用関係にあることを必要とする。
- 注 18:ここでの技術者とは、建設業法で規定する主任技術者になりうる資格を持つ者をいう。なお、業種は問わない。
- 注 19:保護観察対象者等とは、更生保護法第 48 条に定める保護観察中の者及び同法第 85 条に定める更生緊急保護中の者をいう。
- 注 20:当該工事の公告日から過去 2 年以内に、3 か月以上の直接的・恒常的な雇用関係にあることを必要とする。なお、過去 2 年とは当該工事の入札公告を行う前年度から過去 2 年間に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。